青梅都市計画生産緑地地区の変更(案)

青梅都市計画生産緑地地区の変更について

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することにより、公害や災害の防止に役立てるとともに、 良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度です。

生産緑地の指定を受けた土地は、生産緑地法により、農地等として管理、 保全することが義務づけられ、農地等以外の利用が制限されています。

本案は、農業の主たる従事者の死亡などによって買取り申出が行われ、行為制限が解除になった生産緑地について、生産緑地地区から削除するとともに、青梅都市計画生産緑地地区指定方針および同指定基準等にもとづき、手続を進めてきた農地等について、新たに生産緑地地区へ追加するため、青梅都市計画生産緑地地区を変更しようとするものです。

生産緑地地区の都市計画変更スケジュール

年			令	和 3	年度	Ę		
月	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1
都市計画変更手続き	者	3市計画案の作成	26日 都へ「協議書」を提出	21 都から「協議結果通知書」 を受理 と へ 意見照会 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	1 1 2 15 日 都市計画案の公告・縦覧	都市計画審議会・諮問図	書等の作成	
広報による周知					1日 広報おうめ掲載・縦覧			1日 広報おうめ掲載・決定

青梅都市計画生産緑地地区の変更 (青梅市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種類および面積

種	類	面	積
生産緑	地地区	約125.	4 9 h a

理由

公共施設等の用地または買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産 緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するとともに、農林業との 調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において 適正に管理されている農地等を追加する。

新 旧 対 照 表

変	更	前	変	更	事	項	変	更	後
	0 4 地 2 7.		○削除¢ 6	*	△3.	2 6 ha		0 3 地	区 4 9 ha
○旧法1			6 :	共施 設	△3. 転用	1 6 ha 1 0 ha	○旧法:	第 1 種	尺指定 6 5 ha
〇現法 1	指定 16.	4 4 ha	〇追加(0.	8 1 ha	〇現法 ¹		8 4 ha
昭 7 • 前 [令 7	初告示 和 5 0 4 1 2 月 : 司 2 年 1 1 月	年 2 6 日 日	○精査(こよる		0 2 ha			